

令和5年度
就職準備金貸付の手引き
(保育人材確保対策貸付事業)

募集開始

令和5年4月1日から

【申請を検討されている方へ】

この制度は、貸付対象者の要件を満たす方に就職準備に係る費用を
お貸しする制度（借りるもの）です。お祝金のように差し上げる
ものではありません。

保育士として勤務している間は、返還が猶予されますが、2年間の間に退職した場合や、週20時間以上勤務できなくなった場合も、原則
全額返還しなければいけないことをご理解の上、お申し込みください。
なお、提出された書類は、貸付審査会で審査を行い、審査に通った
方にのみ貸付されます。

(公社) 兵庫県保育協会
令和5年8月改正

※手引きの内容や様式は、予告なく変更する可能性がありますので、
ホームページに掲載の最新版の手引きを参照してください。

目次

1. 貸付事業の概要	
2. 申請から貸付までの流れ	
3. 就職準備金貸付について	
(1) 貸付対象者の要件	3
(2) 申請期間	3
(3) 貸付金額	4
(4) 内容	4
4. 申請手続き等について	
(1) 貸付の申込	4
(2) 申請書類	5
(3) 提出及び問合せ先	5
(4) 申込書類記入上の注意	5
5. 貸付決定及び貸付契約手続きについて	
(1) 貸付の決定	5
(2) 貸付金の送金手続き	5
(3) 貸付金の交付（送金）	6
6. 貸付後の手続き	
7. 返還免除の手続き（全額免除）	
(1) 全額免除に該当する場合の要件①	7
(2) 全額免除に該当する場合の要件②	7
8. 返還免除の手続き（裁量免除）	
(1) 裁量免除に該当する場合の要件	8
(2) 裁量免除を申請に必要な書類	8
9. 返還について	
(1) 返還の開始及び返還期間	8
(2) 返還方法	8
(3) 分割返還の差額調整	9
(4) 延滞利子	9
(5) 報告義務遅延による延滞利子について	9
10. 完了	
11. 就職準備金の使途として認められるものと上限額一覧	
12. よくある質問	

【用語の説明】

- ①貸付とは・・・金額や利率、期間などを定め、借用証書を取って資金を貸すこと。
- ②交付とは・・・ここでいう交付とは、口座へ入金することを指します。
- ③猶予とは・・・期日を延ばすこと。
- ④免除とは・・・債務（貸しているお金）を消滅させる（なかったことにする）こと。
- ⑤借受人とは・・・貸付を受けられた方（申請者本人）のことを指します。

1. 貸付事業の概要

<p>借りられる人</p>	<p>①～③の要件全てを満たす人。 ただし、保育士として週 20 時間以上勤務することが必要です。(雇用保険に加入していること)</p> <p>① 既に保育士資格を保有していること。 ② 保育所等に新たに雇用され、勤務を始める者であること。ただし、養成施設を新たに卒業した方(新卒者)は除きます。 ③ 他府県及び県内での就職準備金貸付を受けていないこと。 また、保育士修学資金貸付における就職準備金の加算を受けてないこと。</p>
<p>借りられる額</p>	<p>40 万円を上限とします(無利子)。 ただし、貸付申請日の属する年度の前年度の 1 月における職業安定業務統計による兵庫県内の保育士の有効求人倍率が、一般職業紹介状況による全国の有効求人倍率以下の場合には、20 万円が上限となります。(※1)。 なお、貸付申請時に就職準備金の使途の明示(レシートまたは領収書の提出)が必要となり、購入期間は、就職月及び就職月の前後 1 か月です。 また、購入できるもの及び各上限額については、10 頁を参照ください。</p>
<p>借りる際の条件</p>	<p>1. 貸付を受けられるのは1人1回限りです。 2. 「保育所等」とは次の施設を言い、公立施設を含みます。ただし、神戸市域に所在する施設は除きます。</p> <p>① 認可保育所 ② 認定こども園(全ての類型を含みます)。 ③ 幼稚園(預かり保育を常時実施しているか、認定こども園に移行予定のものに限ります) ④ 市町村の認可を受けた小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業 ⑤ 市町村に届出をした病児保育事業・一時預かり事業 ⑥ 離島その他の地域における特例保育の実施施設 ⑦ 認可外保育施設(市町が助成している一定の質が確保された認可外保育施設に限ります。兵庫県内では、宝塚市の「指定保育所」や川西市の「地域保育園」が該当します。) ⑧ 企業主導型保育事業</p>
<p>申請期日</p>	<p>就職日から4か月以内に、勤務先施設を通じて申し込みください。</p>
<p>返還免除</p>	<p>全額免除が受けられる場合(1)又は(2)の場合</p> <p>(1) 県内の保育所等で、2年間継続して保育に従事した場合(※2) (2) 業務に起因する心身の故障により業務不能となった場合</p>
<p>返還</p>	<p>自己都合による退職や心身の故障(業務に起因するものを除く)により業務継続の見込みが無くなった場合や、県外の保育所等に勤務した場合などには、貸付契約が解除され、原則、全額貸付金の返還が必要となります。</p>

※1 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの申請分については上限40万円とすることができます。

※2 勤務している法人内の人事異動等により、借受人の意思によらず兵庫県外で勤務することとなった場合には、兵庫県外で勤務した期間も2年間の計算に算入できます。

借受人が退職した場合であっても、退職後直ち(概ね1ヶ月以内)に県内の他の保育所で勤務する場合には継続して勤務しているものと見なします。また、傷病による休職等やむを得ない事由で業務に従事できない期間が生じる場合(業務継続不能で復帰の見込みが無い場合を除きます)、引き続き勤務しているとみなしますので、直ちに貸付金を返還する必要はありませんが、休職等している期間は2年間の計算には算入できません。

退職や再就職、休職に際しては、兵庫県保育協会への届出が必要となります。

2. 申請から貸付までの流れ

募集開始について周知

※兵庫県保育協会ホームページに掲載。

※手引き等の送付が必のような施設は、ホームページより資料請求を行ってください。

申請者 ※貸付要件を全て満たす方

- ① 就職後4か月以内に勤務先施設を通じて申請を行う。



貸付審査会の実施

審査により貸付が決定した場合、決定通知書の通知（兵庫県保育協会から勤務先へ送付）

※審査結果通知の時期については、書類の到着日によって変わります。兵庫県保育協会のホームページに申請書類の処理状況について掲載しています。



- ② 借用証書等の提出（勤務先施設を通じて兵庫県保育協会へ）



申請者の口座へ貸付金の交付

7月、10月または3月に、申請者の口座へ貸付金を振込みます。



業務従事の確認（2年間継続して保育士業務に従事）

毎年10月及び4月に就業先へ就業状況を確認します。保育士業務に従事している間は貸付の返還が猶予されます。保育士業務に従事していない場合は、貸付金の返還が必要です。



- ③ 完了届・業務従事期間証明書の提出（勤務先施設を通じて兵庫県保育協会へ）



返還免除について通知

※各種申請書類等は勤務先の証明が必要ですので、勤務先施設を通じて兵庫県保育協会へ提出してください。

3. 就職準備金貸付について

この貸付制度は、国と県において、保育士の離職防止、保育士資格を持ちながら保育士として勤務していない人(潜在保育士)の再就職を支援することで、保育人材の確保を図るための制度です。

(1) 貸付対象者の要件

以下の全てを満たす方を貸付対象としています。

- ① 兵庫県内(神戸市を除く) 保育所等 (※1) に新たに雇用され、勤務を始める方
- ② 次の施設または事業所を離職した方、または下記施設、事業所に勤務経験がない方
 - ア 保育所及び幼保連携型認定こども園
 - イ 家庭的保育事業
 - ウ 小規模保育事業
 - エ 事業所内保育事業
 - オ 幼稚園
- ③ 保育士または保育教諭として週20時間以上勤務していること
(雇用保険に加入され、週20時間以上勤務することが確保されていること)
- ④ 2年以上継続して兵庫県の保育所等で保育士業務に従事する意思のある方
- ⑤ 他の都道府県及び県内での就職準備金の貸付を受けていない方
- ⑥ 保育士修学資金貸付における就職準備加算を受けていない方

※1 【勤務先保育所等一覧】

「保育所等」とは次の施設を言い、公立施設を含みます。ただし、神戸市域に所在する施設は除きます。(勤務先等保育所等の根拠となる法令については9頁参照)

- ① 認可保育所
- ② 認定こども園 (全ての類型を含みます。)
- ③ 幼稚園 (預かり保育を常時実施しているか、認定こども園に移行予定のものに限ります)
- ④ 市町村の認可を受けた小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業
- ⑤ 市町村に届出をした病児保育事業・一時預かり事業
- ⑥ 離島その他の地域における特例保育の実施施設
- ⑦ 認可外保育施設 (市町が助成している一定の質が確保された認可外保育施設に限ります。兵庫県内では、宝塚市の「指定保育所」や川西市の「地域保育園」が該当します。)
- ⑧ 児童育成協会から助成を受けている企業主導型保育事業

(2) 申請期間

就職日から4か月以内に、勤務先施設を通じてお申込みください。勤務先施設の担当者は、申請期日までに必ず届出をしてください。

申請期日を過ぎた場合の受付は致しかねますので、ご注意ください。

なお、審査会は概ね4か月に1回、不定期で開催されています。そのため、申請書の到着時期によっては、審査会結果の通知まで5か月以上かかる場合がありますので、予めご了承ください。

また、一度提出された書類は、購入物の追加等の理由で返却することはできません。

【申請期日の例】

5月3日に勤務開始(雇用契約書にも就業開始日が5月3日と記載)の場合
⇒9月2日必着となります。

(3) 貸付金額（無利子）

一人1回限り40万円以内 ※貸付上限額は変更することがあります。

(4) 内容

就職に必要な準備物の購入費等を貸し付けます。（10頁就職準備金の使途として購入できるものと上限額参照）なお、就職月及び就職月の前後1か月に購入した物が対象となり、それ以外の月に購入した物は申請できません。

4. 申請手続き等について

(1) 貸付の申込

就職準備金貸付を希望する場合は、連帯保証人（20歳以上65歳未満の資力のある方）を立てて下記の書類を準備し、施設を通じて兵庫県保育協会に提出してください。

	提出書類	様式等	添付書類・留意事項
①	貸付申請書	様式1-3	・申請者ご本人が自筆で記入してください。連帯保証人の欄は連帯保証人が自筆で記入すること。 ・連帯保証人の方は審査会後に印鑑証明書を提出していただきます。
②	使途一覧	様式1-3別紙	使途一覧の番号を領収書またはレシートに分かるように、記入してください。
③	購入した物の領収書またはレシートの原本		領収書等が複数枚になる場合は、A4用紙に貼り付けて提出すること。 ※領収書またはレシートは必ず原本を提出すること。保証書保管のため領収書等が必要な場合は、貸付決定後に返却しますので、返却が必要な領収書が分かるようにし、提出してください。 ※就職月及び就職月の前後1か月に購入したものに限り ※本人の名義のものに限る ※複数の商品をまとめた領収書を提出の場合、1点ごとの金額を記したものを別途提出してください。
④	雇用契約書又は辞令の写し		
⑤	就職・復帰証明書	参考様式④	週20時間就業していることが確認でき、雇用保険に加入していることが確認できること。
⑥	保育士証の写し		旧姓の場合は変更手続きを行ってください。 申請手続き中の場合は、「申請手続き中」と記載の上旧姓の保育士証を提出ください。後日新しい保育士証が届きましたらコピーを提出ください。 確認が取れるまで貸付金の交付はできません。
⑦	児童育成協会HPに掲載の施設情報の写し、市町のHPに掲載の施設情報の写し等 (認可・助成を受けてい		※企業主導型保育事業、市町村の認可を受けた小規模保育所・事業所内保育事業・家庭的保育事業で勤務している者は提出すること。 ※児童育成協会HPのURL https://www.kigyounaihoiku.jp/report/nursery

	ることが分かる書類)		
--	------------	--	--

※ 上記の他に、兵庫県保育協会会長が必要と認める書類を提出していただく場合があります。

(2) 申請書類

申請書等は、兵庫県保育協会ホームページからダウンロードしていただくか、申請様式を取り寄せし、入手してください。

(3) 提出及び問合せ先

〒651-0062 神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター内
 公益社団法人 兵庫県保育協会 保育人材確保対策貸付事業担当者宛
 Tel : 078-242-4623 (9 : 00~17 : 00) E-mail : kashituke@hyogo-hoikukyokai.or.jp

(4) 申込書類記入上の注意

- ① 申請者がご自身で記入してください。連帯保証人欄はそれぞれの欄を各自が記入してください。代筆は認められません。
- ② 文字を訂正する際は、修正液等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。
- ③ 消せるボールペンで書かれた申請書は受付できません。
- ④ 申込書に記入漏れがある場合には貸付けの可否を判断することができませんので、必ず全ての項目をご記入ください。記入漏れが解消されるまで、貸付審査は保留となります。
- ⑤ 住所は、それぞれの欄を各自が正確に記入してください。「同上」、「〃」等は認められません。
- ⑥ 連帯保証人は、貸付決定後に印鑑証明書を提出していただきますので、印鑑登録を既にお済みの方もしくは、貸付決定までに印鑑登録をお済ませください。

5. 貸付決定及び貸付契約手続きについて

(1) 貸付の決定

提出された申請書などの内容を貸付審査会において審査し、貸付が適当と認められた場合に貸付決定通知書を勤務先を通じて通知します。

なお、貸付審査会は不定期に開催されているため審査会の結果が通知されるまでには、お時間がかかります。審査会の結果通知時期については、兵庫県保育協会ホームページに掲載します。また、貸付不承認だった場合の理由については、一切お答えできません。

(2) 貸付金の交付手続き

貸付決定を受けた方は、勤務先を通じて配達記録が残る方法（簡易書留、特定記録郵便、レターパック等）で下記の書類を兵庫県保育協会へ提出してください。

	提出書類	様式等	添付書類・留意事項
①	誓約書	様式2	
②	借用証書	様式4	申請者の印鑑はシャチハタ不可。 収入印紙を所定欄に貼り、消印をすること。 (借入額が1万円以上10万円未満:200円、10万円以上:400円)
③	振込口座の通帳コピー		・申請者の名義に限ります。

			・金融機関名、支店名、口座の種別、口座番号、口座名義（フリガナ記載）がわかるコピーを提出してください。
④	振込口座申込・変更届	様式7	
⑤	連帯保証人の印鑑証明書		3か月以内に発行したもの

(3) 貸付金の交付

貸付金は一括で交付します。

貸付金の交付（口座への入金）時期は、7月、10月又は3月のいずれかで、貸付契約締結後（借用証書を兵庫県保育協会へ提出後）の貸与となります。

※ 交付時期は、提出書類に不備が無い場合の目安時期です。提出書類に不備がある場合は、交付時期が遅れますので、予めご了承ください。

※ 同時期に貸付決定を行った貸与者の送金をまとめて行っているため、振込時期に関する個別の依頼には対応できません。

また、借用証書提出期限より前に書類を提出したとしても、交付時期は早まりませんので、予めご了承ください。

6. 貸付後の手続き

借受人は、返還を免除されるか、返還を完了するまで、様々な届出等を行う必要があります。変更が生じた場合は、必ずご連絡ください。

該当する事実が生じてから20日以内に提出しなければならないもの

提出するとき	書類
借受人・連帯保証人の氏名・住所等に変更があったとき	■住所・氏名等変更届（様式6）
振込口座を変更するとき	■振込口座申込・変更届（様式7） ■通帳のコピー
借受人が休職（産休・育児休業も含む）するとき	■保育所等退職等届（様式14） ■業務従事期間証明書（参考様式③）
休職（産休・育児休業も含む）していた借受人が復職したとき	■保育所等復職届（様式15）
貸付を辞退（勤務を自己都合で退職）するとき	■貸付辞退申出書（様式13） 借り受けた貸付金を返還していただくことが必要です。返還の手続きは、8頁をご覧ください。
業務上の事由により本人が死亡し、又は疾病等により業務を継続できなくなった時	■返還免除申請書（様式22）
借受人が退職・死亡・休職したとき	■保育所等退職等届（様式14） ■業務従事期間証明書（参考様式③） 注) 借入金の返還を要する場合には、返還計画書や裁量免除申請書を併せて提出してください。
借受人が勤務先を変更したとき	■勤務先等変更届（様式16） ■保育所等退職等届（様式14）

	<ul style="list-style-type: none"> ■業務従事期間証明書（参考様式③） ■就職・復帰証明書（参考様式④） ■新たな勤務先の雇用契約書または辞令の写し
--	--

7. 返還免除の手続き（全額免除）

借入後、2年間引き続き兵庫県内の保育所等において保育士業務に従事した場合、貸付金の返還を免除することができます。全額免除を受けるために提出する書類や要件は以下のとおりです。

（1）全額免除に該当する場合の要件①

「勤務先施設（保育所等）」で保育業務に引き続き2年間従事したとき
免除日に到達してから、1か月以内に下記書類を提出してください。

- ① 完了届（様式17）
- ② 業務従事期間証明書（参考様式③）

（2）全額免除に該当する場合の要件②

保育業務上の事由により死亡または業務に起因する疾病等のために業務を継続することができなくなったとき

1か月以内に下記の書類を提出してください。

- ① 返還免除申請書（様式22）
- ② 保育業務上の事由による就労不能の場合には、証明する書類
 - 死亡の場合：死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）
 - 疾病等の場合：医師の診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）

＜留意事項＞

- ① 出産休暇、育児休暇の期間、災害等やむを得ない事由で就業できない期間中は、引き続き業務に従事しているとみなします。ただし、（1）全額免除に該当する場合の要件①に記載の2年間の業務従事期間には算入しません。
- ② 返還免除要件となる業務従事期間は、原則として連続（※）していることが必要です。
※ 月を単位として継続している必要があります。退職翌月に対象となる勤務先に就職すれば連続しているとみなしますが、就職が翌々月以降になった場合には、返還が必要となります。
- ③ 兵庫県内の保育所等に就職後、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず県外の従事先施設で勤務することとなった場合には、県外で従事した期間を業務従事期間に算入することができます。

8. 返還免除の手続き（裁量免除）

裁量免除の要件を満たす事となった場合で、審査会へ裁量免除に係る書類を提出した場合は、貸付審査会において審査し、「裁量免除」が適当と認められた場合、同貸付審査会で認められた金額の返還が免除されます。

（1）裁量免除に該当する場合の要件

- ① 1年以上勤務先施設で保育業務に従事したとき（本人の責による事由により免職された場合や特別な事情がなく恣意的に退職した場合などについては、適用しません。また、裁量免

除に係る書類を提出していない場合も適用できません。)

- ② 長期間所在不明となっている場合等、貸し付けた金額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

(2) 裁量免除を申請に必要な書類

要件該当から20日以内に提出してください。

- ① 返還免除申請書(裁量免除)(様式21)
- ② 業務従事期間証明書(参考様式③)
- ③ 事実を証する書類
 - 死亡の場合: 死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し及び労災保険の請求書の写し(事業主の証明が必要)
 - 疾病等の場合: 医師の診断書の写し及び 労災保険の請求書の写し(事業主の証明が必要)

9. 返還について

兵庫県内で保育士等として勤務先施設に就職または復帰後、何等かの事情で勤務先施設を退職し、その後すみやかに保育士等として就業しなかった場合は、貸し付けた就職準備金を全額返還していただく必要があります。

事前に兵庫県保育協会へ相談の上、返還事由が発生した日(例:退職された日)から20日以内に提出してください。

- ① 保育所等退職等届(様式14)
- ② 返還計画書(様式19)
 - ※ 返還計画書の内容を審査し、適当と認められた場合に書面にて通知します。承認された返還計画を変更する場合には、事前に兵庫県保育協会へ相談してください。

(1) 返還の開始及び返還期間

返還は、兵庫県保育協会から特に承認を受けた場合を除いて、返還事由が生じた日の属する月の翌月から開始し、1年の期間内に返還しなければなりません。

(2) 返還方法

返還方法は、一括又は半年賦、月賦の均等払い方式で指定口座への払込み、又は引落としとなります。ただし、虚偽又は不正な方法で貸付を受けた場合や退職した事実を報告しなかった場合には、一括返済となります。

また、返還額が、5万円未満の場合は、月賦の支払い方法は選択できません。

(3) 分割返還の差額調整

分割返還を利用する場合の返還額は均等払いとします。なお、差額が発生する場合は初回の返還額に加算若しくは減額します。

(4) 延滞利子

貸付を受けた者が返還しなければならない日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で

計算した延滞利子を徴収します。

(5) 報告義務遅延による延滞利子について

自己都合等で就業先を退職し、その後保育士として就業しなかった場合で、兵庫県保育協会への報告及び届出の提出が大幅に遅れた場合は、返還事由が生じた日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

10. 完了

返還が完了又は免除により債務がなくなったときには、書面にて通知するとともに、借用証書(様式4)を借受人に対して返却します。

【保育所等詳細一覧】

	法令・通知等	施設等種別
児童福祉法	第7条	保育所・幼保連携型認定こども園
	第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの、及び同条第2項の規定による認可を受けたもの	家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業
	第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業
	第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業
	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認定を受けていないもののうち、右記に示すもの	地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室、家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設 兵庫県内では、宝塚市の「指定保育所」や川西市の「地域保育園」が該当します。
	第59条の2第1項に規定する施設のうち第6条の3第12項に規定する業務を目的とする設置者が行う保育事業	企業主導型保育事業
学校教育法	第1条	教育時間終了後に教育活動(預かり保育)を常時実施している幼稚園 認定こども園に移行を予定している幼稚園
就学前の子どもに関する教育、保育等総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	認定こども園
子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設

11. 就職準備金貸付の使途として認められるものと上限額

使途	内容 (品目)	上限額 (税込)		
転居が必要な場合 (市や県をまたぐ場合のみ)	転居費用 敷金、礼金、引っ越し代、仲介手数料、日割り家賃、鍵交換代 ※保育士宿舍借り上げ制度を利用していない項目に限る	40 万円		
業務に必要な場合	パソコン・タブレット	パソコン本体 タブレット本体	16 万円 7 万円	
	※パソコンとタブレットを同時に申請することはできません。	マウス、ソフト (word、Excel、Powerpoint、セキュリティソフト)、キーボード、タッチペン	2 万円	
	プリンター	プリンター本体、インク	3 万円	
	カメラ	カメラ本体	3 万円	
	電子ピアノ	電子ピアノ本体 電子キーボード本体	15 万円 3 万円	
	ヘッドホン	ヘッドホン	1 万円	
	ミシン	ミシン本体	2 万円	
	通勤に必要な場合	自動車	自動車購入の一部 ※本人名義に限る	30 万円
			タイヤ	10 万円
点検代			5 万円	
バイク		バイク本体 ※保険は除く、本人名義に限る	20 万円	
自転車		自転車本体、防犯登録 ※保険・保証料は除く	15 万円	
		自転車カバー	1 万円	
チャイルドシート		チャイルドシート	3 万円	
ヘルメット	ヘルメット	1 万円		
保育現場に必要なもの	被服費 (イ)	T シャツ、トレーナー、ズボン、園指定の制服、エプロン、上着等の仕事着 【1 点の上限 1 万円まで】	5 万円	
	被服費 (ロ)	時計、カバン、リュック、運動靴、帽子 【1 点限り。上限 1 万円まで】	5 万円	
	被服費 (ハ)	式服 (スーツ、パンプス、コサージュ)	3 万円	
	文具類	ペン、ハサミ、のり、ペンケース等	1 万円	
	備品類	弁当箱、水筒、マスク、消毒液	1 万円	
	書籍類	絵本、保育関連書籍	1 万円	
	復帰のために必要なもの	健康診断	入職前健康診断費用	1 万円
ワクチン接種		インフルエンザ等のワクチン接種	1 万円	
研修受講費		保育に関係する研修、保育士証書き換えに係る費用	2 万円	
子どもを保育所等に預ける際に必要なもの (未就学児一人につき※ベビーカーを除く)	被服費	着替え用の衣類、園指定の制服、靴、通園カバン	3 万円	
	寝具	布団	1 万円	
	備品	弁当箱、水筒、マスク、名前シール、雨具、布	1 万円	
	ベビーカー	ベビーカー	2 万円	

《注意事項》

- ・貸付総額の上限額は 40 万円です。各品目の上限額を超えた分については自己負担となります。
- ・就職準備金として申請されるものだけのレシートにしてください。
- ・購入されたものの品名と金額が載っているものを提出してください。
- ・領収書に品名が記載されていない場合は、品名が分かるレシートや納品書を提出してください。
- ・ポイントや割引、商品券等を利用している場合は、利用後の金額 (実際に支払った現金の金額) が申請額となります。

※上記に記載していない品目やご不明な点は、兵庫県保育協会へお問合せください。

12. よくある質問

質問内容	回答
Q 1 正社員として就労しないと貸付は受けられないですか。	週 20 時間以上勤務している人が対象となりますので、正規、非正規などの雇用形態は問いません。
Q 2 週 20 時間以上とはどういうことですか。	休暇等を含めて、年間の勤務自体が実態として「週 20 時間以上」確保されている状態です。例えば、5 時間勤務であれば 4 日以上、4 時間勤務なら 5 日以上など、月の出勤日数や 1 日の労働時間数に制限がありませんが、実態として週 20 時間以上が確保されていることが必要です。また、雇用保険に加入していることが必要です。(Q22 参照) ※雇用保険は、週 20 時間以上働く場合に必ず事業主(勤務先)が加入手続きをしなければいけないもので、退職した際に失業給付を受けられるための制度です。
Q 3 就職してから 4 か月以内に申請とは、どういうことですか。	雇用契約書または就職・復帰証明書に証明されている勤務開始日を起算日として 4 か月以内ということです。 (例) 雇用契約書に 4 月 15 日から 3 月 31 日と雇用期間の記載がある場合は、4 月 15 日が起算日とし、8 月 14 日までに申請ください。
Q 4 保育士として就労を初めてから 6 か月が経過しました。制度のことを就職してから知ったのですが、今からでも申し込みますか。	申請期限(4 ヶ月以内)を過ぎているため、申込みは受け付けられません。
Q 5 就職先の企業主導型保育所が対象になるかどのようにしたら分かりますか。	公益社団法人児童育成協会のホームページ(https://www.kigyounaihoiku.jp/)に助成決定一覧が掲載されています。掲載されていない施設につきましては、各施設の施設長等にご自身で確認を取ってください。確認が取れない場合は申請いただけませんので、ご注意ください。
Q 6 保育料の一部貸付と就職準備金は同時に申請できますか。	双方の貸付けの条件を満たしていれば、同時に申請可能です。ただし、期日内に申請してください。
Q 7 勤務開始当初は、業務に慣れるために週 20 時間勤務できませんでしたが、3 か月経ち勤務に慣れてきたので週 20 時間以上勤務できるようになった場合申請できますか。	就職開始日から週に 20 時間以上勤務してもらうことが、貸付の申請条件となっているため、途中で条件を満たしたからといって申請はできません。
Q 8 保育士証が旧姓のままですが申請できますか。	保育士証が旧姓のままではご本人であることの確認ができません。速やかに保育士登録事務処理センター(03-3262-1080)へ氏名変更の手続きをしてください。ただし、変更に時間を要するため申込締切日までに間に合わない場合は、旧姓の保育士証の空白部分に「申請中」と記載してください。申請の保育士証が届き次第コピーを提出してください。 <u>確認が取れるまで貸付金の交付はできません。</u>
Q 9 就職準備金ではどのようなものの購入が認められますか。	10 頁就職準備金貸付の用途として認められているものと上限額を参照ください。
Q10 いつからいつまでに購入したものが対象ですか。	就職月及び就職月の前後 1 か月に購入した物が対象です。

	(例) 令和4年5月1日に就職日が決定した場合、4月1日～6月30日に購入したものが対象になります。
Q11 領収書の宛名はどうしたらいいですか。	申請者(ご本人)のお名前を記入してもらってください。申請者(ご本人)以外のお名前の領収書は受理できません。同一世帯(夫・妻)の名義の場合は、領収書に一筆「申請者(氏名)が使用するもので間違いがない」旨を記し、同一世帯が分かる書類(住民票等)を提出してください。
Q12 細々したものをたくさん買ったのですが、領収書の但し書きは全て記入してもらわないといけませんか。	複数点購入した場合は、領収書ではなく、レシートを提出してください。 領収書を発行した場合は、1点ずつの品名及び金額が分かるように記載してください。
Q13 インターネットで購入したものは対象になりますか。	Amazon、楽天市場等に出店している法人格を持つ会社から購入した場合は対象となりますが、個人売買(メルカリ、ヤフーオークション等)で購入された物は対象外です。
Q14 インターネットで購入した場合は、何を提出したらいいですか。	注文履歴から領収書が発行できますので、領収書を発行し提出してください。
Q15 支払いは現金でないといけませんか。	クレジットカードのお支払いでも申請可能です。 クーポンや割引を使用した場合はクーポン、割引後(実際にお支払いした金額)が申請できる金額となります。商品券等を利用した場合は、商品券利用分を差し引いた金額を申請ください。 QRコード決済や電子決済での支払い分も申請可能ですが、割引等されている場合は、割引後の実際に支払った金額を申請ください。
Q16 貸付金の振込先を申請者以外にしたいのですが、可能ですか。	貸付金の振込先は、申請者(ご本人)の口座とさせていただきます。口座をお持ちでない場合は、口座を開設していただき、手続きを行ってください。 なお、イオン銀行やセブン銀行等実店舗のないネット銀行口座は取扱いできません。
Q17 借用証書に貼る収入印紙はどこで購入できますか。	郵便局の窓口や、コンビニエンスストアで購入できます。コンビニエンスストアで200円の収入印紙しか取扱いがない店舗の場合は、200円の収入印紙を複数枚購入するなどして対応してください。
Q18 就職準備金貸付に申請した物の引き落としがあるのに振込時期を早めてもらうことはできますか。	申し訳ございませんが、振込時期に関する相談は受けかねます。ご自身のお支払いできる範囲で購入し、申請いただきますようお願いいたします。
Q19 貸付期間中に産休・育休を取得することになってしまいました。どうしたらよいですか。	この貸付制度は原則として、就職または復帰後2年間保育士等業務に従事する方を対象としていますので、業務従事が可能かどうか、貸付を申請する前に、ご家族とよく相談してください。 万が一、産休・育児休業を取得することになった場合、休職している期間は返還を猶予することが可能です。所定の書類を提出していただく必要がありますので、兵庫県保育協会へご連絡ください。復帰後、継続して働き、休職前と併せて2年間働くと貸付金の返還は免除になります。ただし、産休・育児休業期間は業務従事期間に含まれません。 また、雇用条件の変更により、就業時間が週20時間以上満たせない場合は、全額返還となります。
Q20 貸付を受けた後に、転職することは可	転職は可能です。ただし、貸付要件を満たし、引き


能ですか。	続き 2 年間保育士としての業務に従事する必要がありますので、1 か月以内に貸付対象となる別の保育所等に転職していることが条件となります。(貸付対象外の保育所等に転職した場合は、全額返還していただく必要があります。)
Q21 貸付を受けた後に、1年3ヶ月働いて自己都合で就業先を退職しました。その後保育士としては就業していません。その場合は、貸付を受けたお金は返還しなければいけませんか。	全額免除になる条件は、2年間継続して保育士としての業務に従事することですので、2年の期間を全うせずに退職した場合は、貸し付けている全額を返還していただく必要があります。 なお、退職したことを兵庫県保育協会へ報告していない場合や、必要書類を提出していない場合は、貸付した金額を一括で返還していただきます。 また、返還事由が生じた日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。
Q22 週20時間以上勤務できていない場合はどうなりますか。	園のシフトの都合や、お子様の急病等で1か月程度週に20時間以上(月80時間以上)を満たしていない場合は、業務従事期間を1か月延長することで対応しますが、連続して何ヶ月にも渡り週20時間以上(月80時間以上)を満たしていない場合には、貸付対象者の要件には当てはまりませんので、審査会で審査を行い、場合によっては全額返還していただくこととなります。
Q23 申請時は週20時間以上で雇用契約を結んでいましたが、2年目更新した際に週20時間以上の勤務が出来なくなった場合はどうなりますか。	この貸付制度は、継続して2年間、週20時間以上勤務してもらうことを要件としていますので、雇用契約を更新した段階で要件を満たさなくなった場合は、全額返還してもらうこととなります。
Q24 3月31日に退職し、翌日の4月1日に別の園に就職した場合は、申請できますか。	はい、国の要綱の改正(令和元年6月20日)により、「離職して1年以上」という文言が削除されたので、離職し、すぐに別の施設へ就業した場合でも申請が可能です。ただし、一人1回までです。(同一法人内での異動は対象になりません。)
Q25 3月に養成校を卒業し、4月から初めて保育士として社会人として就業することになった場合は申請できますか。	潜在保育士を対象とした貸付であり、新社会人(新卒者)向けの貸付ではないため、申請できません。
Q26 就職準備金の購入品で、例えば衣類に枚数制限はありますか。	P10 就職準備金貸付の用途として認められているものと上限額の範囲内でしたら、購入枚数に制限はありません。
Q27 申請が通らなかつたらどうなりますか。	申請が通らなかつた場合は貸付できませんので、購入した物は、全てご自身で支払っていただくこととなります。
Q28 以前就業していた施設で、就職準備金貸付を受けましたが、別の園で就業したのでまた申請できますか。	就職準備金貸付は、一人1回限りの貸付ですので、一度貸付を受けた方が何度も申請できるものではありません。
Q29 一つの店舗で普段使用する物(貸付の申請には挙げない物)と申請に挙げる物を購入した場合、レシートは同じものではダメですか。	はい。消費税の計算等で申請額と合わない場合がありますので、お手数ですが貸付申請用と分けて清算してください。
Q30 申請書をすでに提出したが買い忘れたものがあつたので追加したいができますか。	一度提出された書類を購入品追加の理由で返却することはできません。また、書類不備のため書類を返送した際に、追記することも同じく認められません。(申請書類はコピーを取っています。返送後追記し

	ていた物があった場合は削除します。)
Q31 各品目の上限額を超えた場合はどうなりますか。	P10 に記載の各品目の上限額を超えた場合は、ご自身で負担ください。

申請書類チェックリスト

提出書類	確認事項
貸付申請書	<input type="checkbox"/> 申請者が自筆で署名しているか <input type="checkbox"/> 貸付希望額 40 万以内となっているか <input type="checkbox"/> 勤務開始日は申請日から 4 か月以内か <input type="checkbox"/> 連帯保証人が署名しているか (自署のこと) <input type="checkbox"/> 勤務先施設の証明があるか
別紙	<input type="checkbox"/> 領収書・レシートとの整合性はとれているか <input type="checkbox"/> 領収書・レシートの日付は、勤務開始月及び勤務開始月の前後 1 か月のものか <input type="checkbox"/> 購入品目は、P10 の内容に沿ったものか <input type="checkbox"/> 購入品目は、各品目の上限額を超えた金額を記載していないか
雇用契約書または辞令 就職・復帰証明書	<input type="checkbox"/> 申請した年度に契約を交わしたのか <input type="checkbox"/> 週に 20 時間以上勤務していることが証明されているか <input type="checkbox"/> 雇用保険に加入しているか <input type="checkbox"/> 勤務先施設が証明しているか
保育士登録証の写し	<input type="checkbox"/> 申請者の氏名と一致しているか (一致していない場合は、保育士登録事務処理センターに申請しているか) ※申請手続き中の場合は、旧姓の保育士証に「申請手続き中」と記入し提出してください。後日新しい保育士証が届いたらコピーを提出すること。
児童育成協会 HP に掲載の施設情報の写し、市町の HP に掲載の施設情報の写し等 (認可・助成を受けていることが分かる書類)	(企業主導型保育事業、小規模保育所、事業所内保育事業、家庭的保育事業で勤務している場合) <input type="checkbox"/> 市町または児童育成協会のホームページで施設情報が確認できるか。

※最新の申請様式は、兵庫県保育協会ホームページに掲載しています。

(インターネット検索画面で「兵庫県保育協会」と検索  「保育人材確保対策貸付事業」のページに各種貸付事業の概要や様式を掲載しています。)